**上下水道料における猶予制度等**

* 新型コロナウイルス感染症にご本人やご家族がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、支払いの猶予をご案内できる場合がありますので、ご相談ください。

（ケース１）

　上下水道使用者又は生計を有する同一世帯の家族等の収入が、著しい収入源となった場合

（ケース２）

　上下水道使用者又は生計を有する同一世帯の家族等が病気にかかった場合

　上下水道使用者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース３）

（ケース４）

　上下水道使用者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合